

生徒会会則

愛知県立西尾高等学校生徒会

第1章 名 称

第1条 本会は、愛知県立西尾高等学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、常に会員相互の親和と協調をはかり、教師及び地域社会と協力し、自主的・積極的・民主的に生徒会諸活動を推進し、学生生活の向上に資するとともに、西尾高等学校の発展に寄与することを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会会員は愛知県立西尾高等学校生徒とする。

第4条 本会会員は会則に定める権利を平等に保障される。また会の決定に従い、会の正常な発展に努力する義務を負う。

第4章 議 会

第5条 本会は議会を設置する。

第6条 議会は本会最高の議決機関であり、執行部会・議員より提出された議案を議決する。

第7条 議会は、総議員の3分の2以上の出席がなければ成立出来ない。

第8条 議会の議事は、この会則で特別に定める場合を除いて出席議員の過半数によってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 議会は執行部員の不信任を総議員の過半数により議決することが出来る。

第10条 議員は各ホームルームにおいて2名選出される。

第11条 議員選出は前期（4月）と後期（10月）に実施する。

第12条 議員は議会に出席する義務がある。また、議会において平等に発言する権利を有し、かつ1票の票決権を有する。

第13条 議員は、議会で行われたあらゆる議案等を、ホームルーム会員に報告する義務がある。

第14条 議員の任期は半年間とするが、再選を妨げない。

第15条 議員に欠員の生じた場合は、当該ホームルームにより選出する。

第16条 議長は前・後期それぞれはじめの議会において選出される。

第17条 議長は議会の代表者であり、議会運営を司る。

第5章 執行部会

第18条 執行部会は、会長・副会長・会計2名・書記2名・運動部長・文化部長・保健部長・美化部長・校風部長・福祉部長及び副部長により構成する。

第19条 会長・副会長は、全会員の無記名投票により過半数の票決により選出され、他の執行部員は会長・副会長合議の上、議会の承認を得て校長がこれを任命する。

第20条 会長は会を代表し、会務を統轄し、執行部会の決定した方針に基づき執行各部を指揮督励する。副会長は会長を補佐し、必要ある場合その職務を代行する。

第 21 条 執行部員はそれぞれ担当の職務を遂行する。

第 22 条 執行部員の任期は会計期とするが、再選を妨げない。

第 23 条 会長、副会長は、全会員の無記名投票の結果、過半数により不信任された場合辞任する。

第 24 条 会長・副会長以外の執行部員に欠員を生じた場合は、第 19 条により新執行部員を任命する。

第 6 章 生徒総会

第 25 条 生徒総会は本会会務を承認する。

第 26 条 会長は必要ある場合、校長の承認を得て臨時生徒総会を開催する。

第 27 条 生徒総会の運営は、別に細則をもって定める。

第 7 章 ホームルーム

第 28 条 ホームルームは、生徒会活動推進のため、議員を通じて議案を議会に提出することが出来る。

第 8 章 部 活 動

第 29 条 部活動は本会会員中同好者により構成され、その新設・廃止等は総議員の過半数の承認を要する。

第 30 条 部活動には部長・副部長の役員を置く。

第 9 章 会 計

第 31 条 本会の経費は、会費・諸事業による収入及び寄付をもってこれに当てる。

第 32 条 予算は、議会において総議員の過半数の賛成を得て成立する。

第 33 条 本会会計において必要ある場合は、議会の議決と校長の承認を得て、資金調達をすることが出来る。

第 34 条 本会の会計期は次の通りとする。

前期 4月1日～9月30日迄

後期 10月1日～3月31日迄（令和6年度より前後期一括の会計とする）

第 35 条 本会の会計監査は会計年度末に行う。

第 36 条 議会は会計報告をうけ、これを承認する。

第 10 章 顧問教諭

第 37 条 本会に顧問を若干名置く。顧問教諭は本会の担当する会議に出席し、生徒会の正常な発展のため助言指導する。

第 38 条 各部活動顧問は、当該部活動の活動についてこれを助言指導する。

第 11 章 最高決定権

第 39 条 本会の最高決定権は、校長がこれを有する。

第 12 章 改 正

第 40 条 本会則の改正案は、議会において総議員の3分の2以上の賛成により可決され、全会員の過半数の賛成を得て校長の承認の上、成立する。

第13章 補 則

第41条 本会は、総議員の3分の2以上の賛成を得て規則を設けることができる。

第42条 本会則は平成20年4月1日より施行される。

総会運営に関する規則

愛知県立西尾高等学校生徒会

第1章 目 的

第1条 本規則は、会則第27条に規定する生徒総会の運営を能率的に遂行することを目的とする。

第2章 議題及び発言

第2条 議題は、会長の任期期間の諸報告等とする。

第3条 総会における発言権は、全会員がこれを有する。

第4条 発言は、その場で氏名・学年・組名等を明確にしたのち行う。

第3章 議 長

第5条 総会の議長は、総会開会前、全会員の推薦により決定する。

第6条 議長は総会の代表者であり、総会運営を司る。

第4章 承 認

第7条 総会は、原則的に会務報告の承認を行うが、その他の議題において議決を必要とするものもこれを行う。

第8条 会務報告の承認・議題の議決等は、挙手をもって行う。

第5章 記 録

第9条 総会の記録は書記がこれを行う。

会長・副会長選挙に関する規則

愛知県立西尾高等学校生徒会

第1章 目 的

第1条 この規則は、会則第19条の規定による会長・副会長の選挙を能率的に遂行することを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

第2条 会長・副会長の選挙に関する一切の管理事務を遂行するため、本会に選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名とその他の委員をもって構成する。

第4条 選挙管理委員の任期は半年とする。

第5条 選挙管理委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

委員は委員長を補佐し、その管理を分掌する。

第3章 選挙期日

第6条 会長・副会長の任期満了による選挙は、3月と9月に行う。

第7条 遅くとも選挙予定日の5日前に告示しなければならない。

第8条 会長・副会長の再選挙または補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日の翌日これを公示し、その日より10日以内に行う。

第4章 投票

第9条 会長・副会長の選挙は無記名投票により行う。

投票場所・投票時間・投票用紙等は、全て選挙管理委員会の指示に従う。

第5章 開票・当選者

第10条 開票の場所・日時は、選挙管理委員会の指示に従わなければならない。

第11条 開票は、投票終了後、選挙管理委員が行う。

第12条 次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を使用しないもの。
2. 誰に投票したか特定できないもの。

第13条 投票の効力は選挙管理委員会が決定する。

第14条 選挙管理委員会は、当選者確認の上、校長の承認を得て、全会員にこれを報告しなければならない。

第6章 再選挙及び補欠選挙

第15条 開票の結果、いずれの候補者も過半数に達しなかった場合、選挙管理委員会は本規則第8条の規定に従って、再選挙を行わなければならない。

第16条 会則第23条の規定により、会長・副会長が辞任した場合、選挙管理委員会は本規則第8条の規定に基づき、補欠選挙を行わなければならない。

第7章 立候補

第17条 立候補しようとする者は、選挙告示があった日から選挙の前日までに、立候補届出用紙に氏名・学年・組・所属部活動等を記入し、推薦状とともに選挙管理委員会に提出をしなければならない。

第18条 推薦状は、選挙管理委員会の指定する用紙に、推薦責任者を含む30名以上の署名を必要とする。

第19条 立候補の届出が選挙の日の前日までに1名もなかった場合、選挙管理委員会は選挙日の延期を再告示しなければならない。

第8章 選挙運動及び罰則

第20条 選挙管理委員は、在任中いかなる選挙運動もしてはならない。

第21条 選挙運動のための文書・ポスター等の規定は、選挙管理委員会で定める。

第22条 本規則第21条に規定する違反行為のあった場合、選挙管理委員会は直ちに選挙運動を中止させ立候補を取り消すことができる。

第9章 補則

第23条 本規則の改正は、会則第41条の規定により、議会の議決をもって行う。

第24条 本規約は、令和7年4月1日より施行される。

部活動・愛好会規定

愛知県立西尾高等学校生徒会

第1章 目 的

第1条 この規定は、部活動及び愛好会の正常な発展に寄与し、かつ生徒会と部活動・愛好会との責任義務を明確なものとして、お互いの連絡を強めることを目的とする。

第2章 部 活 動

第2条 部活動とは、本校生徒会会員中の同好者により結成されたグループを、生徒議会・校長が部活動として認めたものを言う。

第3条 部活動には部長・副部長の役員を置く。

第4条 部活動の活動経費は、主として生徒会費によってまかなわれるものとし、不足分については各部で負担する。

第3章 愛 好 会

第5条 愛好会とは、本校生徒会会員中の同好者により結成されたグループを、生徒議会・校長が愛好会として認めたものを言う。

第6条 愛好会には会長・副会長の役員を置く。

第7条 愛好会の活動経費は原則として自己負担とする。ただし、文化祭・文化部発表会に関わる費用について、執行部の承認があれば生徒会費より支出される。

第4章 成 立 条 件

第8条 愛好会の成立には、5名以上の会員、1名以上の顧問及び活動場所を必要とする。

第9条 部活動の成立には、愛好会の成立から1年以上の日頃の活動実績、及び運動部においては高体連を含む対外試合への参加実績、文化部においては高文連又は文化祭、文化部発表会などへの参加実績を必要とする。

第5章 成 立

第10条 愛好会は、第8条の条件をそなえ、所定の書類を執行部に提出し、部活動部長会議の承認の上、生徒議会において総議員の過半数の賛成を得、校長の承認のもとに成立する。ただし、学校運営上設置が困難とされる場合は、愛好会の新規設置を行わない。

第11条 部活動は、第9条の条件をそなえ、所定の書類を執行部に提出し、部活動部長会議の承認の上、生徒議会において総議員の過半数の賛成を得、校長の承認のもとに成立する。なお、部へ昇格した次の会計期から予算折衝で他の部活動と同等の権利を有する。

第6章 生 徒 会 責 任

第12条 執行部は、生徒会を代表して各部活動・愛好会の活動状況を常に把握し、その活動が正常な発展に結びつくように、適切な助言と財政的措置をとらなければならない。

第13条 執行部は、部活動・愛好会の成立・廃止に際しては、適切な措置をとらなければならない。

第7章 部活動・愛好会の責任・義務

第14条 各部活動・愛好会は、常に主な活動内容及び対外試合成績等を自主的に報告しなければならない。

第15条 各部活動・愛好会は、年2回、部活動人員報告（4月・10月）と、部活動成績報告（9月・3月）をしなければならない。

第16条 各部活動・愛好会は、生徒会行事などの時に生徒会執行部に協力する義務を有する。

第17条 各部活動は、生徒会予算で購入した物品を、責任をもって保管しなければならない。

第8章 部活動・愛好会の目的

第18条 運動系部活動及び運動系愛好会は、その自主的・民主的運営により、科学的に体育の研究・実践を行うことを旨とする。

第19条 文化系部活動及び文化系愛好会は、その自主的・民主的運営により、科学的に文化の研究・実践を行うことを旨とする。

第9章 部活動の愛好会への格下げ及び廃止

第20条 運動系部活動においては、高体連を含む対外試合への参加実績、文化系部活動においては、高文連又は文化祭・文化部発表会などへの参加実績が1年間なくなった場合、執行部の提案により、部活動部長会議承認の上、生徒議会において総議員の過半数の賛成を得、校長の承認のもとに愛好会へ格下げされる。

第21条 格下げ後、なお1年間活動が停滞している愛好会は、部活動部長会議承認の上、生徒議会において総議員の過半数の賛成を得、校長の承認のもとに廃止される。当事者は、異議のある場合、5日以内に理由を付して、生徒議会の開催請求をし、異議申し立てができる。

第10章 部活動部長会議

第22条 部活動部長会議は、部活動に関することを審議する。

第23条 部活動部長会議は、部活動・愛好会の成立・格下げ・廃止を決議し、このことに関して生徒議会に出席し、意見を述べることができる。

第24条 部活動部長会議は、執行部の招集により開催される。また、各部長の7名以上の署名により、執行部への開催要請もできる。

第11章 部活動・愛好会の活動

第25条 部活動・愛好会の活動は、下記の下校時刻までに校門を出ることとする。

後期期末考査後～9月30日：午後6時45分

10月1日～10月31日および2月1日～後期期末考査：午後6時15分

11月1日～1月31日：17時45分

第26条 活動時間の延長は、校長の許可がおりた場合のみ公式の大会前2週間をめぐり30分間の延長を認める。

第 12 章 部活動の外部団体加盟規約

第 27 条 以下の項目に該当すると、生徒議会・校長により認められたもの。

- ① 高体連・高野連・高文連，及び活動の範囲が高校生相互の交流に限られる部活動の連合体。
- ② ①以外のもので部活動の目的に添い高校生の活動領域からはずれない団体。

第 13 章 予算について

第 28 条 各部の予算は部活動部長会議で決定し，生徒議会・PTA 総会により承認され生徒会費から執行される。ただし，赤字経費については自己負担として生徒会はその責を負わない。

第 14 章 改 正

第 29 条 本規約を改正する場合には，総議員の 3 分の 2 以上の賛成により改正される。

第 15 章 補 則

第 30 条 本規約は，令和 7 年 4 月 1 日より施行される。